順高編『五教章類集記』における明恵・喜海の成仏義解釈

野呂靖

はじめに

義林房喜海（一一七八～一二五〇）は、明恵門下随一の高弟として「喜海法師守護正教、習字法文、為諸人之導師」（『高山寺置文』）と明恵自らによって高山寺学頭を任ぜられるなど、①高山寺教学を代表する学僧として多くの著述を残したことで知られている。明恵には数多くの門弟が随侍していたが、②同様に高山寺教学を受け継いだ順性房高信（一一九三～一二六四）が主に密教学の継承に尽力したに対し、③喜海は『華厳経音義』『善財五十五善知識行位抄』を著すなど華厳学を中心として修学を行った点に特色が認められる。

さて、以下に取り上げる順高編『五教章類集記』は、明恵没後である貞永元（一二三二）年以降に行われた喜海による『華厳五教章』講説をとどめた聞書であり、明恵の孫弟子にあたる十恵房順高（一二一八～一二七二～？）によって編輯された文献である。本書は、喜海による講説のみならず、『五教章』の主要箇所に対する明恵の注釈が「禅堂院口」の形式で保存されており、明恵自らによる『五教章』注釈書が存在しないなかで、きわめて貴重な資料と考えられる。本書の古写本は、現在東大寺図書館に所蔵されているが、これを基に土井光祐氏によって順高の編集過程や内部構造など書誌的性格に関する詳細な研究が行われている。④しかし、残欠本であるという資料的制約から、喜海による『五教章』講義の全容や、教学的特色など思想的な問題については未解明の

状態にあるといってよい。

ところで、龍谷大学図書館「湯次文庫」中には、同名の書写本が存在する。龍大本は、書写識語より東大寺本を底本とした大正期の影写本と考えられるものであるが、現在、東大寺本に欠けている第三・六巻を含む全十二巻十二冊が保存されており、従来知ることのできなかった『五教章』「第一建立乗」から「第八施設異相」に至る前半部分をほぼ補うことが可能である。

本稿では、龍大本の紹介を行うことで、『五教章類集記』の構成を再検討するとともに、従来検討することのできなかった『五教章』「第二教義摂益」部分にみられる成仏義解釈に注目し、中世華厳宗諸師の見解と比較することで、高山寺華厳学の一端について明らかにする。

一、龍谷大学所蔵『五教章類集記』の書誌的特徴

(1) 東大寺所蔵本

『五教章類集記』は、高信の弟子である順高によって、明恵没後から十四年後の建長八(一二五六)年より、「丹州野口庄神尾山北谷之別所谷房」において編集が開始され、正元二(一二六〇)年に一端完了したものの、さらに文永七(一二七二)年まで断続的に増補が加えられている。編集作業が行われた「神尾山」は、高信が開基した神尾山寺のことであり、『解脱門義聴集記』『六大無碍義抄』など明恵説を継承する著述の多くが、この地で成立している。[5]

本書の基盤となった喜海の講説がいつ行われたものであるかは不詳であるが、順高による『五教章類集記』編纂が開始される以前である建長五(一二五三)年の段階で、すでに『五教章』に対する問答を収集した『五教章

略文義』二巻を撰述している。[6] また、喜海は建久六（一一九六）年に明恵が紀州湯浅白上峰と神護寺とを往復し修学を行った時期より随従していることから、[7] 明恵が建仁元（一二〇〇）年に行った『五教章』『起信論義記』、澄観『大疏演義鈔』の「毎月二ヶ度問答講」に触れていたと考えられ、[8] 明恵による講説の聞書『五教章上巻聞書』においても喜海説が散見されることから、[9] こうした明恵講が喜海による華厳学形成の基盤となったとみてよいであろう。

さて、『五教章類集記』の写本について『国書総目録』では、「華厳五教章類聚記三十巻」の具名を有する東大寺所蔵本の存在を指摘し、このうち応安八（一三七五）年の書写による巻二、貞治四（一三六五）年の書写による第八、および書写年代不明である第九の計三巻が東大寺に所蔵されることを紹介している。しかし、東大寺本の書誌的検討を行った土井光祐氏は、以下の通り三種十三巻が現存することを指摘する。[10]

（A）五教章類集記巻十四～二二、二十八、三十（十一巻）、鎌倉時代永仁三（一二九五）年写
（B）五教章類集記巻二（一巻）、南北朝時代応安八（一三七五）年写
（C）五教章類集記巻八（一巻）、南北朝時代貞治四（一三六五）年写

また土井氏は、（A）（B）（C）各本の内部構成について比較を行った結果、三種は同一の祖本より書写されたものではなく、成立過程が相違することを明らかにした。すなわち、（A）は建長八（一二五六）年から正元二（一二六〇）年にかけて順高により編集された編集当初の形を残す「原態本」に基づくものであり、（B）（C）は、「原態本」の完成した正元二年より十二年後の文永七（一二七二）年に、順高が「原態本」に更なる再治・増補を加えることで成立した「改編本」であると指摘する。ただし、土井氏が指摘されていない巻四（貞

治四年写）、五（貞治三年写）、九（永和二年写）の三本についても東大寺図書館に現存が確認できることから、「改編本」は巻二、四、五、八、九の計五巻となり、東大寺本全体では十六巻の現存となる。したがって、東大寺所蔵本における現存十三巻の実際の内容は、「原態本」としては巻一～巻一三までの前半部分が全て欠けているのであり、最終形態を示す「改編本」においても、前半はわずか巻二、巻四、巻五、巻八、巻九の五巻現存し、その多くが失われているということができよう。

（2）龍谷大学蔵本

龍谷大学蔵本は、大正・昭和初期にかけての華厳学者湯次了栄氏による所持本を収めた「湯次文庫」に所蔵される一本である（配架記号〇二四・二四／二五／一二）。龍大本も東大寺本と同様に完本ではなく、巻二・三・四・五・六・八・九・十八・十九・二十・二十八・三十の全十二巻（十二冊）となっているが、このうち第三・六巻が、龍大本のみに現存する部分である。装幀はいずれも袋綴装（法量縦二七・一糎、横一九・三糎）、本文料紙は楮紙をもって、一紙十一行、一行二十二字前後にて書写されており、一冊の分量は五十丁前後である。内題は、全冊ともに「五教章類集（聚）記」とあり、尾題も同様であるが、巻六（第五冊）は「五教章類集抄」、巻九（第七冊）には「五教章集義抄」とあり、若干の異なりを見せる。本書の来歴については、全冊表紙見返しに「昭和一七・一・二一」の蔵印があることからこの時期に架蔵されたことが知られる他は不明である。ただし、巻三十（第十二冊）奥書には次のようにある。

> 写本云／正嘉二年〈戊午〉二月一日〈巳時〉敬類集了／順高
> 正嘉二年二月廿一日於神尾北谷遺教／臺与数輩学徒合本書如形談読了／神尾隠侶高信

（照弁師直筆写）／永仁三年〈乙未〉九月十一日於山城国乙訓郡海印寺御宿所書写了
明治三十五年五月廿五四日於南都東大寺寶厳院一／写之一畢集三本一以成二十二巻一欠本之部他日所得也
真宗大谷派　釈了秀
右大正拾四年九月十六日本山勧学院講師松原恭譲師／ヨリ借リ受ケ書写了ト／東大寺図書館員細田与然／歳五十也

すなわち、明治三十五（一九〇二）年に真宗大谷派の了秀が、永仁三（一二九五）年の書写本をもって写すとともに、『五教章類集記』全体を「三本」の写本を以て十二巻に整えている。これを、東大寺勧学院講師であった松原恭譲氏が入手し、その後大正十四年に至って東大寺図書館の細田与然氏が書写したものが龍大本ということになる。なお、巻三、五、六、八、九、十八、十九については、東大寺図書館書記である和田治氏が書写したようであり、大正十四年一月十八日から同九月十六日にかけての書写奥書が認められる。本書が、現在の東大寺本に基づく松原氏の写本より転写されたことは、東大寺本と共通する二、八、十八、十九、二十、二十八、三十巻の奥書が一致することから明らかであり、本文も誤写と思われるわずかな文字の異同を除いて同一である。このように龍大本は、近代以降に限っても複数回の転写が繰り返されていることから必ずしも善本ということはできないが、第三・六巻の底本となった東大寺本の相当巻が何らかの事情により失われているなかで、本文的に極めて貴重な資料ということができよう。

（3）構成の再検討

そこで、両本の内容から、あらためて『五教章類集記』の構成を検討すると次表のようになる。

【原態本】

巻数	『五教章』注釈箇所（大正四五）	東大寺本	龍大本
十四	四九九下～五〇一上	存	欠
十五	五〇一上～五〇一下	存	欠
十六	五〇一下～五〇二中	存	欠
十七	五〇二中～五〇三上	存	欠
十八	五〇三上～五〇三下	存	存
十九	五〇三下～五〇四下	存	存
二〇	五〇四下～五〇六上	存	存
二一	五〇六上～五〇七上	存	欠
二二	五〇七上～五〇九上	存	欠
二八	四九〇中～四九一上	存	存
三〇	四九二中～四九三中	存	存

【改編本】

巻数	『五教章』注釈箇所（大正四五）	東大寺本	龍大本
二	四七七上～四七九上	存	存
三	四七九上～四八一上	欠	存
四	四八一上～四八四中	存	存
五	四九九上～五〇一上	存	存
六	五〇一上～五〇三上	欠	存
八	五〇五上～五〇九上	存	存
九	四八四下～四八六中	存	存

まず「原態本」については、龍大本によって補える巻はなく、従来通り東大寺本によって巻十四より巻二十二まで『五教章』「義理分斉」に対する注釈が完全に保存されていることが分かる。また、巻二十八は「所詮差別」「第四修行時分」、巻三十は「所詮差別」「第六断惑分斉」に対する注釈である。したがって、「原態本」には『五教章』上巻部分に相当する注釈はなく、中下巻のみが存在することになる。なお、『五教章類集記』では、注釈対象となる『五教章』テキストについて、『五教章指事』以来の日本華厳の伝統に従い「第九義理分斉」（巻中）「第十所詮差別」（巻下）と次第する「和本」を使用するため、「宋本」に基づく大正大蔵経本とは第九・十

の列門が相違する。したがって、土井氏が「原態本」の構成について「宋本」の列門に依ることで、巻十四～二十二と巻二八・三十では『五教章』本文に対する注釈順序が不順であることを指摘し、その原因を転写の過程で発生したものと見なしているが、これは「和本」に基づいた列門であり、順高の編集当初の注釈順序とみて特に問題とはならない。

ただし、『五教章類集記』には、明恵自身が「和本」に対し「宋本」の列門を評価していたとする興味深い次のような記述が存在する。

> 唐本ニハ此中巻カ下巻ニナリタル也。其ノ次第モサモアリヌヘシ。上巻ノ終ニ一乗施設異相ノ不同十門ヲ以テ此ヲアラハスト雖モ五教所詮ノ差別イマタクワシカラサル故ニ次ニ十門ヲ以テ所詮差別ノ相ヲアラワシ乃至最結句ニ一乗義理十玄六相ヲヒラク事、実ニ其次テアリ。故ニ故上人ノ御時唐本ニ任セテ下巻中巻也ト書キ付ケタリシ程ニ、大ニ突鼻シタリキ。我朝ニ此ヘ定ニテ久クナリヌ无左右。此ヲナヲスヘキニアラス。直サハ天下ニヒロク人ニモ告ケシムヘシ。カタスムニシテ、ミソカニナヲスヘキニアラス。仍テタヽモトノ如クニテアルヘキ也ト被仰キ〈云々〉（巻五、一右・左）

これによれば、明恵は『五教章』上巻最終章に位置する「施設異相」の直後に、五教の分類にしたがって心識・種姓・行位等の差別を明確に位置づける「所詮差別」が列なり、その後一乗の義理内容を展開する「義理分斉」が配当されるという点から、宋本（唐本）を高く評価していることが知られる。また実際の講説についても宋本の次第によって行われていた可能性が窺われる。和本・宋本のいずれを正統とみるかについては、日本華厳においても盛んな議論が展開しているが[11]、東大寺系では凝然が文字の異同については差異があるものの、「但義

無レ背、各用無レ妨」とし、[12]「今且依二其古来所伝一」と述べて和本を採用する。[13]明恵においても和本が「我朝」の伝統説であることについては配慮しており「タヽモトノ如クニテアルヘキ也」として最終的には和本を採用しているが、明恵が列門に関して凝然とは異なり、『五教章』全体の教理的整合性を追求している見解として注目されよう。

次に「改編本」であるが、東大寺本が巻二・四・五・八・九の五巻が存するに対し、巻七以外の巻二～九、計七巻が龍大本に存在する。これは、『五教章』本文でいえば、

『類集記』巻数	『五教章』構成
巻二	「第一建立乗」
巻三	「第一建立乗」「第二教義摂益」「第三叙古今立教」
巻四	「第四分教開宗」「第五乗教開合」「第六教起前後」「第七決択前後意」「第八施設異相」
巻五	「第九義理分斉（三性同異義）」
巻六	「第九義理分斉（縁起因門六義法）」
巻八	「第九義理分斉（十玄縁起無礙法門）」
巻九	「第十所詮差別（心識差別～種性差別）」

に相当しており、「第一建立乗」より「第八施設異相」に至る『五教章』上中巻部分に対する注釈が、「建立乗」の冒頭を除いてほぼ全て補完することが可能である。そこで以下、龍大本巻三に表された「第二教義摂益」に対する注釈より、明恵、および喜海を中心とする高山寺教団における成仏義解釈について検討することにしたい。

二、『五教章類集記』における成仏義解釈

1）高山寺華厳における三生成仏説

『五教章類集記』巻三では、『五教章』「第二教義摂益」「摂益分斉」における次の文章について詳細な注釈が展開されている。

若先於二一乗一已成二解行一、後於二出世身上一証二彼法一者、即属二別教一乗摂一、此如二小相品説一。三、或通摂二二機一令レ得二二益一。此亦有レ二。若先以二三乗一引出、後令レ得二一乗一。亦是二二和合摂一レ機成二二益一、故属二同教一。此如二法華経説一。若界内見聞、出世得法、出出世証成。或界内通二見聞解行一、出世唯解行、出出世唯証入。此等属二別教一乗一。此如二華厳説一。（大正四五、四八〇頁中）

これは、別教一乗における出世、出出世と次第する得益の分斉を明らかにする箇所であるが、その得益とは具体的には見聞位から解行位を経て証入に至る利益を意味しており、華厳学における成仏義である三生成仏義が示された重要な箇所といえる。三生成仏説については、喜海とほぼ同時代に位置する凝然においても『三生成仏義』一巻（欠／『凝然大徳事績梗概』二八六頁参照）の著述が知られ、東大寺華厳においても中世以降近世に至るまで盛んな議論が展開されるなど、華厳宗諸師における共通した問題意識であったことが窺えるものの[14]、これまで明恵および明恵門下における三生成仏義解釈については不明であった。

注目されるのは、明恵門下においてこの三生成仏義解釈が極めて重視されていた点である。すなわち、『五教章上巻聞書』には、「此文ニ先徳当山ノ異議アリ。宜ク先徳ノ義ヘ詮所三生成道ニアツト云ヘリ。」（三〇オ～三一オ、八六頁～六〇頁）とあるように、「先徳」（明恵）の明らかにする所はこの三生成道にこそ存するとされ、「当山」すなわち高山寺における華厳学の独自性を示すと認識されている。また、喜海自身、『五教章類集記』編纂開始以前にあたる延応二（一二四〇）年七月十一日に、『五教章』当該箇所に対する注釈である『三生成道料簡』なる著述をなしているが[15]、現在所在不明とされており、その詳細は明らかではない。ところが『五教章類集記』には、三生成仏義に関する注釈が記載された後に、「私云林師三生成道決并性師ノ記録等、重々往々ニ被記之。」（巻三、四六右）とあり、性師（順性房高信）の見解と併せて、林師（義林房喜海）による「三生成道決」が転記された旨が記されている。この「三生成道決」が直ちに『三生成道料簡』を指すかという点については検討を要するが、すくなくとも『五教章類集記』以前における喜海説が転載されていることは疑いないであろう。以下、『五教章類集記』を中心に、その他明恵関係の聞書類、および同時代の華厳宗諸師の見解と比較を行い、その特色をみていくことにしたい。

2）三生成仏説の基本的理解

『五教章類集記』巻三では、三生成仏の次第に関する基本的理解について、次のように述べている。以下、やや長文であるが翻刻を示す。

a）

師（義林房喜海＝筆者注）云、見聞解行証果海ハ先ツ此経ノ修行証入ノヤウナリ。見聞ト申候ハ、先ツヤウモ候ワス如此一聞ク乃至不信誹謗ナキ也。其ハ謗ニヨテ一乗ノ益ノアルニハアラス謗ニヨテハ地獄ニ随ス聞

シニヨテハ必ス益ノアル也。是ヲ猶ヲ見聞ノ益ノアル也。是ヲ猶ヲ見聞ノ益ト取ル、出現品ノ見聞獲益ヲ取ル也。況ヤ一念ノ信ヲモヲコサムモノハ一定ノ見聞位也。是見聞ハ一生二生乃至生々ヲ経乃至地獄マテモ見聞在所ヲ取ル。是ハ見聞ハ何ノ所ニテスルソト云ニ此娑婆ニテスル也。極楽土ハトコナル不信ノモノモアラムヲ、是ハサテナニヲ見聞スルソト云ニ、十眼十耳等也〈花厳大経ノ説相ヲサス也〉。此因ハイカニ開クルソト云ニ十身如来ヘ開クル也。此ノ因ノ開クル等トヲ解行ノ位トスル也。其ハ生々ヲハヘス。凡夫ノ惑業ノ方カラ見テハ設ヒ生々アリトモ、此法門ニソヒテハ全ク生々ナシ。但シ解行ノ生々ヲ経ト云ハ権教ノ三賢ノ如ク惑業ニハヨルマシキ也。其ハコト、候ハンスル也。界内通見聞解行ト云ハ界内解行ニ通ス、出々世又解行ニ通ス。此事探玄記十五ノ巻ニ見ヘテ候。界内解行ノ人ト云ハ善財兜率天子等也。又界内見聞ハ娑婆也。出世得法ハ余ノ九仏刹等〈云々〉。（巻三、三六左～三七左）

b）

善財三生成道ト云ハ前世ヲ見聞トシ今生五十五ノ智識ニアフテ解行トス乃至普賢因円ノトコロハ即証果海也。ト率天子ハ前世一乗ノ見聞ハアリシカトモ悪縁ニアヒテ二業ノ悪ヲナスニヨリテ地獄ニ随ス。其ノ地獄ニテ、舎ナ足下ノ光明ニテラサレテ眼耳等ヲキヨメ三業本ニ複シテ、ト率天ニ生シテヤカテ離垢定前ニイタル則チ解行ノ満等覚因満也。十重仏刹ノ配立ニアテハ第九仏刹ニアタルベシ。

今見聞ト云ハ、一乗ノ法ヲキヽ見ル生也。此ハ信力ノ強弱ニヨリテ遅速ノ不同有ヘシ。今生見聞ノ位随分ニ依智発心修方便定ヲヲコシ、三業ノ過非ヲナサス順次生ニ必ス解行ノ益ヲ得ヘキ也。若信力ヨハク悪縁等ニアワハ世々ヲモ経ヘシ。而モ終ニ此ノ一乗ノ種子ニヨリテ解行ノ大益ヲウヘキ也。見聞ニハ不信誹謗マテヲ取也。不信誹謗ニヨリテハ地獄ニヲツレトモソノ聞シ所種子ウセスシテ、解行ノ益ヲ開ク也。解行ト云ハサキニ見聞セシカ如クニ智慧ヲ起シ行スル也。即チ三賢十地也。解ハ十住、行ハ十行十廻向十地ヲフサ子テ行

ト云也。此行満ハ証果海也。此ノ見聞等ノ義ハ世間ノ諸法ニモ皆ナ義分アルヘシ云々。思之。（巻三、四九右～五〇左）

ここに明らかなように、一乗法を見聞する段階を「見聞位」とし、その一乗法に則った智慧の開発と修行を「解行位」にあて、その行満の段階を「証果海位」とする。また、それぞれの生について『華厳経』「小相品」にもとづく兜率天子や、「入法界品」における善財童子の生涯とを対応させている。こうした理解は、智儼・法蔵による三生成仏の記述を基本的に継承するものである。ただし、a）の資料に示されたように、一乗の法に対する一念の信を起こした段階が既に見聞位であり、その後、不信・誹謗により地獄に堕した場合でも「見聞の益」が得ることは可能であるとされるなど、見聞位における「信」の重要性が強調されている点は注意されよう。このように、三生のなかでも見聞位を重視する姿勢は、喜海が『五教章』「第二教義摂益」「摂益文斉」の「若先於二一乗一已成二解行一、後於二出世身上一証二彼法一者、即属二別教一乗摂一、此如二小相品説一」とする文章について、次のように異説を批判している点より明らかである。

又云若於一乗已成解行等ノ文ヲ古義ニ地獄ノ生ヲ以テ解行ノ摂ニ取ル也。即チ経文ニ於地獄ノ中ニ十種眼耳鼻皆悉清浄ト説ク故歟。然而モ地獄ヲ解行ト取ル事ハナキ也。地獄ヲハ信解ノ生、見聞ノ終ト取ル也〈云々〉。私云、古義ニ地獄ノ生ヲ以テ解行ノ摂ニ取ル也〈云々〉。此義ハ何ノ釈ノ意ソ也。和漢ノ末書ニ未勘得一也。若シ学者ノ義歟如何。然者不及依用一哉。（中略）而ニ此ノ生天ノ益ニ地獄ノ除苦浄眼ヲ収ス。以テ知ヌ。地獄ノ生ヲ除苦等解行ノ摂也ト云事ヲ。已ニ得浄眼之大益一此益ヲ生天益ニ一収ニ取ル故ニ解行ノ摂トハ云也。尓ト云テ地獄ノ生ヲ解行ノ生トハ不可云一ヲ也。若学者依此尺一ニ、浄眼ノ益ヲ以テ且ク解行ノ摂トセム事アナカチノ外ニア

ラサル歟。〈委文別如所記之〉今師口ハ就生二地獄ノ生ヲ見聞ノ終ト示シ給フ也。摂ト生トニ依テ聊カ意拠カワルヘキ歟。学者察之。（中略）而モ禅堂院ノ口説悪人等ノ最初一念ノ信心ヨリ取ラル、哉。委細性師ノ記ニ見タリ。（四三左～四四右）

ここでは、三生に対応する兜率天子の生涯について、地獄の生を解行位とみるのか、あるいは見聞の段階とみるのかについて争われており、喜海は解行位と判定する「古義」の解釈を退けている。ここで「古義」とされる解釈がいかなる人師の義であるかは明らかにされておらず、「和漢ノ末書ニ未勘得」と述べられるように、同時代の文献にも対応する解釈を見いだすことができない。この議論の淵源は、「即チ経文ニ於地獄ノ中一ニ十種眼耳鼻皆悉清浄ト説ク故歟。」とあるように、兜率天子の典拠となった『華厳経』「仏小相功徳品」に、

又菩薩摩訶薩、於二兜率天一、放二大光明一名曰二幢王一。普照二十世界微塵数刹一、遍照二彼処地獄衆生一滅二除苦痛一、令二彼衆生十種眼耳鼻舌身意諸根行業皆悉清浄一。彼諸衆生、見二光明一已皆大歓喜、命終皆生二兜率天上一。（大正九、六〇五頁上）

とあるなかの「地獄の衆生の苦痛を滅除し諸根を清浄とさせる」との記述をどのように解釈するかによって生じたものと考えられる。つまり、「古義」が「諸根が清浄となる利益」と「生天の利益」とを一括させて論じることで、地獄の生涯を解行とみるに対し、喜海は、浄眼の利益を得た段階は見聞位であると理解していることになるのである。

こうした議論は、一見きわめて煩瑣な解釈上の相違を論じるものであるが、必ずしも軽視することはできない。

注目されるのは、兜率天に生じた段階を解行とし、地獄の生を見聞と規定する見方は、「而モ禅堂院ノ口説悪人等ノ最初一念ノ信心ヨリ取ラル、哉」とされるように、すでに明恵（禅堂院口説）によってなされていることが述べられており、そこでは地獄に堕した悪人が一念の信心を発した段階を重視している点である。『五教章類集記』では、この問題に関する次のような明恵の見解が収録されているが、

縦猟師非法之族、華ム読誦等処起一念清浄信心、於彼時猶造罪業雖随地獄於普法有信種故、悪道猶預光照益也。（四五左）

としているように、『華厳経』「仏小相功徳品」に説かれる「地獄衆生」が、猟師など具体的な者に比定されており、そうした「非法」の者であっても華厳経の読誦などによって証入への道筋が開かれていることを示しているのである。すなわち、明恵・喜海においては、三生成仏とは単に『五教章』の教理的解釈に留まらず、いかなる者であっても一念の信心を発し、三生の階梯を進んでいくことが可能であることを述べている点で、自らを含めた華厳行者自身の主体的な修道上に位置づけられるものであったということができよう。

3）二生成仏説と見聞一生成仏説

ところで、右記ａ）の資料に明らかなように、喜海は見聞位における生涯が一生とは限らず、「信力」の強弱や悪縁との遇不遇などによって多生を経る場合があるとするに対し、解行位における生涯は一生に限るとする。そして解行位の円満を以て証果海と認定するのである。このことは、喜海における三生の次第とは、見聞・解行・証果海の三生を経るのではなく、見聞より解行位における生涯を経た段階で直ちに証入が可能となり、事実

上の「二生成仏」の可能性を認めていることを意味する。

このように喜海は、三生成仏が実際には二生成仏であることを、「三生ト云ハ実ノ此死生彼二生也〈見聞一生解行証果海一生云々〉」（巻二、五一左）と端的に述べており、さらに「凡ソ成仏ヲハ解行ノ生ニヲケトモ、一念相応スレハ仏ト云ハ解行ノ義ヲ見聞信位ノ中ヘヒキヨスル也。彼ノ即身成仏ハ〈真言宗ノ所談ニシテ自宗ノ尺ニ被引合也〉解行ヲ本ト取ル也〈云々〉」（巻三、四十右）と述べられるように、解行生における成仏を見聞位において認定することで、一生成仏、すなわち「即身成仏」とも比定されているのである。

別稿で指摘したように[16]、解行・証入とが実際に生涯を隔てるのか否かについては、中世期の華厳宗では活発な議論が展開しており、凝然『華厳五教章通路記』では、見聞・解行・証入のいずれも前生の果報によって生じるとして三生を「隔報隔生」とみる立場と、証入生を「解行一生の内」に摂めることで解行と証入は同一の身体の上で引き継がれるとみる「二生成仏」の立場との二説が存在することを述べている[17]。寿霊『五教章指事』や聖詮『五教章深意鈔』など、鎌倉期以前の『五教章』注釈書には、解行・証入を二生とみる理解は確認できないが、凝然はこの二説を併記した後、自らは二生成仏の立場を採用しており、喜海の解釈と一致する[18]。

また、喜海と同様に、三生成仏を二生、さらには一生によって解釈する立場は、性師（高信）が記録する明恵の次の解釈に窺うことができる。

問。於見聞生不死生直有成仏義可云歟。答。不死生成仏云事是解行生也。見聞解行之中間有死生也。但一乗見聞信智開発前、如我等之想非此死生彼義也。是則法界中死生也。如々智入三世悉皆平等智入一切法成正覚時談十身十仏前只光リタルヲノミ仏ト不云也。凡夫之前雖不見不知菩提前於此骨肉身表不思議仏境界功徳也。二乗増寿反易猶云同法者前示現、況付菩薩功徳見之時更不可及死生之沙汰也。〈已上禅堂院ノ口、性師記之〉

（巻三、四五左～四六右）

ここでは、見聞生において「死」によって生涯を隔てることなく成仏することは可能であるかとの問いがなされているが、明恵は生涯を隔てない成仏は解行生において可能であるとの二生成仏を示すとともに、見聞と解行との間については、「死生」が必要であることを指摘する。しかし、注目されるのは、一乗見聞の信智が発した段階では、「此死生彼」という生涯の隔たりは存在しないと述べている点であり、「此の骨肉身に不思議仏境界功徳を表す」とされるように、父母所生身による見聞位の段階における成仏が示されているのである。

ところで、『五教章類集記』と同様の見解は、盛誉の門下であった久米田寺系華厳の聖憲が抄出した『五教章聴抄』に次のように紹介されている。

一、三生成仏隔生歟、不レ爾歟二義也。南都等古来ノ一義ニ云、見聞生ハ通ニ多生ニ。解行ト証果海トハ一生也。解行満シテ証入セシ時不レ可ニ死生ス故ニ。又見聞ヨリ次ニ解行一ニ時、必シモ不レ可ニ死生ス也。故善財得ニ十信ヲ是見聞ノ生也。次徳雲比丘ニ遇テ得ニ初住ヲ一時ハ不ニ死生ス故ニ、此ハ約ニ因果ノ前後ニ分ニ二位ニ〈文〉。若爾三生者、凡夫ノ位ト菩薩ノ位ト仏ノ位ト三種各別ナルヲ云ニ三生ト。例セハ如ニ十二支ニ。此三果報別ナル故ニ、章ニ云ニ約報明位ニ也。（日仏全一二、五七四頁下）

これによって明らかなように、「南都古来一義」は、明恵と同様に見聞から解行に至る段階においても必ずしも「死生」あることなく、見聞生については必ずしも一生に限らず多生に通じることがあるとし、一方、解行・証果海は一生であり「死生」によって隔てられることはないとする。さらに、見聞から解行に至る段階において

も、必ずしも「死生」を要しないとされている。そうした根拠として、ここでは善財童子を挙げており、童子が十信を得る段階、すなわち十信の満位は見聞位であり、初住を得た段階は解行位であり分位されるが、実際には死は介在せず、因果の前後を明記するために二位に分けていると解釈していることがわかる。

聖憲が『五教章聴抄』を撰述するに際し依用した日本撰述の『五教章』注釈書のなかには、『栂尾聞書』と並んで『類集記』が挙げられていることからも[19]、高山寺系華厳における『五教章』解釈が流入しているとみることが可能である。聖憲が「南都古来」と述べている通り、『五教章類集記』の所説を直接受容したかという点については検討が必要であるが、明恵・喜海によって主張された見聞一生成仏説は、東大寺系の華厳学においても展開された「一義」の最初期の用例として重要な意義を有するといえるだろう。

結　論

以上、順高編『五教章類集記』について龍谷大学所蔵本の存在を紹介し、これによって従来窺うことのできなかった『五教章』上中巻部分に対する注釈が確認できることを指摘し、あわせて本書の教学的特色の一端を成仏説を中心に検討した。

喜海・高信など明恵門下による講説を記した聞書類については、これまで十分に内容上の検討が行われてこなかったが、こうした資料の基礎的な整理によって、同時代の東大寺華厳における『華厳五教章』に関する論義資料や、凝然の著述に示された内容との比較が初めて可能となる。本稿で考察した三生成仏に関する議論は、そうした基礎的作業の一部であり、高山寺と東大寺を中心とする中世華厳宗全体のなかに、明恵・明恵門下の思想を位置づける作業が、今後必要であろう。

なお、明恵門下による『華厳五教章』解釈については、この他、『華厳五教章略文義』『華厳五教章聞書』が現存する。本書との比較や、『五教章類集記』における内容検討については、今後の課題としたい。

【付記】本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧・複写を御許可くださいました龍谷大学図書館、東大寺図書館御当局の厚意に対し、心より感謝申しあげます。

註

① 明恵が、示寂直前にあたる貞永元（一二三二）年正月十一日に高山寺の「人法」「仏法」の相続について定めた『高山寺置文』では、寺主を空達房定真、学頭を義林房喜海、知事を義淵房霊典、説戒を円道房信慶と法智房性実にそれぞれ付属している。なかでも霊典と喜海については、「当寺人法仏法之繁昌、偏依此両人之功労也」と極めて高い評価を下している（『高山寺置文』翻刻は、田中久夫「明恵上人の置文」『鎌倉仏教雑考』一九八二、参照）。

② 明恵門下および高山寺における教学展開については、納富常天「高山寺教学の展開―丹州神尾山寺を中心として―」（『金澤文庫資料の研究―稀観資料篇―』一九九五）、同「解説―高信編『解脱門義聴集記』―」（『金沢文庫研究紀要』四）土井光祐「高山寺関係聞書類の資料的性格と学統―講説聞書と伝授聞書とをめぐって―」（『訓点語と訓点資料』九五、一九九五）参照。また、喜海の生涯と思想については、田中久夫「義林房喜海の生涯」（『鎌倉仏教雑考』一九八二）、柏木弘雄「明恵上人門流における華厳教学の一面―『起信論本疏聴集記』をめぐって」（『田村芳朗博士還暦記念論集　仏教教理の研究』（一九八二）、前川健一「真如観はやすかりぬべき物也―『起信論本疏聴集記』に於ける喜海説」（『木村清孝博士還暦記念論集　東アジア仏教―その成立と展開』二〇〇二）等参照。

③ 高信の密教理解については、拙稿「順性房高信と頼瑜―頼瑜教学に与えた高山寺系密教学の影響」（『印度学仏教学研究』五五・二、二〇〇七）、「明恵門下における『即身成仏義』解釈―高信撰『六大無碍義抄』上巻翻刻―」（『仏教学研究』六二・六三、二〇〇七）参照。

④ 土井光祐「東大寺図書館蔵五教章類集記の資料的性格―義林房喜海の講説とその聞書類として―」（『築島裕博士古

希記念国語学論集』汲古書院、一九九五）参照。

⑤ 神尾山寺については、前掲納富氏論文（「解説―高信編『解脱門義聴集記』―」）一九八頁以降参照。

⑥ 金沢文庫蔵『華厳五教章略文義』「玄通書写本」奥書には、「裏書言云／建長五年五月八日土佐公傳借栂尾本了仍為興隆花／嚴誂郷公榮恵令事寫了今依新庄訴詔隠篭件寺／別所行善房草庵之間徒然之餘寫本交點了抑此書／者義林房抄出也可謂末代寶物也奉値遇事可悦々々／可馮々々後生出離得脱普法見聞種子堅身中萌事無／疑哉而已／同年月廿六日晩於伴寺別所交點了／大法師聖禅／文保二年七月廿二日於久米田寺書寫　玄通／一校畢」とあり、本書が建長五年には抄出されていたことが知られる。本書の解説および翻刻の一部については、納富常天『鎌倉の教学』（鎌倉国宝館論宗第八、一九六四）参照。

⑦ 喜海が明恵に随従した時期については、前掲田中氏論文（「義林房喜海の生涯」五八二・五八三頁）参照。

⑧ 明恵による五教章講義については、資料上は以下の建仁元年にのみ確認できる。「建仁元年〈辛酉〉二月比、如心偈釈唯心義二巻撰之、（中略）其後宗光糸野館内成道寺後、結両三草庵召請之、仍移住彼所、大疏演義抄并起信義記五教章等披談之、又毎月二ヶ度問答講更無闕怠。」（『高山寺明恵上人行状』巻中、『明恵上人資料』一、一〇九頁）

⑨ 『五教章上巻聞書』は、明恵講を基盤に「第五乗教開合」から「第八施設異相」までの喜海の講説が示されている。本書については、全文の翻刻が土井光祐氏によって為されている（「高山寺蔵『五教章上巻聞書』巻上（一）～（三）・巻下（一）～（三）」『平成五・六・八・九・十四年度）高山寺典籍文書綜合調査団　研究報告論集』一九九四～二〇〇三）。

⑩ 前掲土井氏論文（八七五～八八五頁）参照。

⑪ 『五教章』のテキスト問題については、吉津宜英「華厳五教章のテキスト論」（『華厳一乗思想の研究』一九九一）、鎌田茂雄「五教章のテキスト」（『仏典講座　華厳五教章』一九七九）参照。

⑫ 『五教章通路記』大正七二、二九九頁上

⑬ 『五教章通路記』大正七二、二九八頁中・下

⑭ 日本華厳における三生成仏義解釈については、拙稿「日本華厳における三生成仏説に関する諸師の見解」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』二八、二〇〇六）参照。

⑮ 本書については、高瀬承厳「高山寺喜海の在世年代に就て」付記において、「（追記）原稿交附の後喜海に就き石井

教道氏と話しをしたら、氏が数年前栂尾に法鼓台の蔵書を検された時「延応二年庚子七月十一日於栂尾住房抄之也、此間天下大旱、花厳宗沙門喜海記之」とある『三生成道料簡』あるを教へられた、この書は五教章上の若先於一乗已成解行後於出世身上証彼法文に就ての研究を発表したもので従来未だ知られて居なかったもので、著者喜海六十三歳の作である」（『仏教学』一（七）、一三頁）としてその存在が指摘されている。ただし、筆者の管見の限りにおいても未詳であり、今後の課題としたい。

⑯ 注⑭拙稿参照。

⑰ ①「隔生説」

一云、言二三生一者、隔生果報、非レ託二法門一。初見聞生、未レ聞二一乗一、唯是余業所感人身。於二此報上一、見聞一乗一、修二習観解一、成二見聞種一。於二第二生一、由二前見聞一、感二解行報一。於二此身上一、修二習一乗一。従二初信位一、乃至、第十地。或是等覚。未レ起二仏果加行一已前、或第十地。未レ至二勝進分位一已前。皆名二第二解行生報一。解行之終、捨二彼生報一、於二第三生一、得二勝果報一。是最後身。即以二此身一、入二果性海一。即是第三証入生也。証二果海一已、真実妙果、唯仏与仏、乃能究尽。非二余依身一、因人所了一。是故三生、皆是隔生。（『大正新修大蔵経』七二、五二七頁上～中）

②二生成仏説

二云、（中略）見聞生者。必是業繋・苦縛之身。体、是有漏。未レ出二三有一、纏二在界内一。名二之実業一。所レ受之報解行生者、要是離縛・界外無漏堅固之身。已出二三有一、遠捨二苦依一。其身、自在、其報、無礙。以二法門一為レ体、以二定恵一為レ相。雖二是分段一、法門故、縦在二悪趣一、是留レ惑故。故解行生、要棄二前報一。是故、初生即果報生。以二是二界繋縛生一故。第二即是法門之生。対二彼界内・苦纏生一故。若直約二就界外一、当体亦是果報。但用二無礙一。其第三生、即解行生満位終心、即入二果海究竟妙位一。即是解行一生之内也。解行身上、無レ有二死生一。是故解行・証入二生、唯是一身相続上成。（『大正新修大蔵経』七二、五二七頁中）

⑱ 第三生者、唯是第二解行生終、万行円満、即入二果海一、無二別果報感二第三生一。由二此義一故、応レ有二難言一。若解行終心、証二入果海一者、唯是二生、不レ成二三生一。若爾何故弥勒菩薩、告二善財一言二汝当見レ我。此意、証入応在二当来一。以二自当成一、告二善財当成果一故。故今、会云、為レ分二因果二位行相一、且言二当来一。而実解行終心、即入二果海一。（『大正新修大蔵経』七二、五二六頁下）

⑲ 「纂釈〈全〉 問答抄〈全〉 類集記〈全〉 見聞抄〈全〉／栂尾聞書〈全／極秘〉 聖憲聴書〈全〉 頼瑜聞書〈全〉

／不具之抄／略文義抄〈鼓坂聖禅之御製作少々在之〉　難解〈少々〉　義解〈少々〉」（日仏全一二、一七四頁下）。

⑳　一即身成仏事。真言教ニハ「身結レ印、語誦ニ秘密言一、心称ニ実相一時、即身不レ離ニ語意一、語不レ離ニ身意一、意不レ離ニ身語一、三密平等、平等周ニ遍法界一位」ヲ云也。顕宗ニハ心称レ理位ニ現身成仏ノ益ヲ得タリ。『即身成仏義』中「於ニ諸教中一闕而不レ書」ト云ハ三乗教ヲ指ス也。此ハ顕中ノ顕、此ヲ正ク顕教ト云ルル顕ニテハアル。一乗教ハ顕中ノ密教也。サレハ此教中ニハ即身成仏ノ義不レ説トハ不レ可レ云也。三僧祇ヲ経テ成仏スト説ハ即三乗教ノ意也。（『栂尾御物語』上、『明恵上人資料』三、三八七頁）

キーワード　高信　聖憲　『五教章聴抄』　三生成仏　東大寺　高山寺